

## ○無料宿舎の取扱いについて

〔 昭和 46 年 4 月 1 日  
蔵 理 第 1321 号 〕

改正 昭和 54 年 4 月 27 日蔵理第 1433 号  
同 56 年 1 月 30 日同 第 46 号  
同 57 年 5 月 1 日同 第 1837 号  
同 60 年 5 月 1 日同 第 1606 号  
同 61 年 2 月 15 日同 第 438 号  
平成元 年 4 月 1 日同 第 1668 号  
同 5 年 12 月 28 日同 第 5037 号  
同 11 年 12 月 8 日同 第 4694 号  
同 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号  
同 13 年 3 月 23 日財理第 1032 号  
同 22 年 6 月 28 日同 第 2709 号  
同 23 年 4 月 1 日同 第 1252 号  
同 25 年 4 月 1 日同 第 1627 号  
同 26 年 3 月 20 日同 第 1412 号  
同 29 年 3 月 31 日同 第 1180 号  
令和元 年 7 月 5 日同 第 2378 号  
同 2 年 6 月 30 日同 第 2269 号  
同 2 年 12 月 18 日同 第 4098 号  
同 5 年 12 月 14 日同 第 3330 号  
同 7 年 3 月 28 日同 第 1041 号

財務省理財局長から各省各庁官房長等、各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

無料宿舎の取扱いは、下記によることと定められたから、通知する。

なお、この通達の趣旨は、国家公務員宿舎法施行令(昭和 33 年政令第 341 号。以下「令」という。)及び国家公務員宿舎法施行規則(昭和 34 年大蔵省令第 10 号。以下「規則」という。)の一部改正に伴う無料宿舎被貸与者及び無料宿舎の取扱いを定めるとともに、これらに関する従来通達の統一化、簡素化を行うものである。

おつて、次の通達は廃止する。

昭和 31 年 9 月 13 日付蔵管第 2864 号「国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に関する政令第 12 条第 1 項各号の規定による無料宿舎の貸与について」

昭和 34 年 3 月 20 日付蔵管第 597 号「官署の管理責任者として無料宿舎を貸与する者の指定の協議について」

昭和 34 年 3 月 24 日付蔵管第 613 号「国家公務員宿舎法施行令第 9 条（第 5 号を除く。）の規定に基く協議について」

昭和 34 年 5 月 29 日付蔵管第 1183 号「無料宿舎の種類の変更について」昭和 34 年 12 月 17 日付蔵管第 2671 号「無料宿舎の種類の変更について」

昭和 35 年 6 月 23 日付蔵管第 1390 号「国家公務員宿舎法施行令第 9 条各号（第 4 号を除く。）に定める制限距離の解釈について」

昭和 35 年 8 月 8 日付蔵管第 1749 号「国家公務員宿舎法施行令第 9 条第 4 号に定める官署に勤務する職員の宿舎の取扱いについて」

昭和 36 年 8 月 29 日付蔵管第 1992 号「国家公務員宿舎法施行令第 9 条第 4 号に定める官署に勤務する職員の宿舎の取扱いについて」

昭和 37 年 2 月 12 日付蔵管第 283 号「国家公務員宿舎法施行令第 9 条各号（第 5 号を除く。）に掲げる者の指定に関する事務委任について」

昭和 45 年 2 月 28 日付蔵理第 650 号「国家公務員宿舎法施行令第 9 条の規定に基づく指定事務等の処理について」

## 記

### I 無料宿舎を貸与される者について

#### 1 令第 9 条各号の運用

##### (1) 令第 9 条第 1 号

令第 9 条第 1 号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

イ 令第 9 条第 1 号に掲げる官署（独立行政法人の事業所を含む。以下同じ。）に勤務する職員のうち、正規の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に直接従事する者であること。

ロ イに掲げる要請に応ずるため、官署の構内又はその通用門（非常口を含む。以下同じ。）からおおむね 2 キロメートルの距離内（令第 9 条第 1 号に定める、ロ、ハ又はヘに掲げる官署の職員にあっては、おおむね 100 メートルの距離内）の場所に居住する必要があること。

##### (2) 令第 9 条第 2 号

令第 9 条第 2 号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

イ 令第 9 条第 2 号に規定する者のうち、特に首都圏において大規模地震等が発生し交通網が寸断された場合でも、正規の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための初動対応に係る非常勤務に直接従事する者であって、内閣危機管理監が指定する者であること。

ロ イに掲げる要請に応ずるため、官署の通用門からおおむね 2 キロメートルの距離内の場所に居住する必要があること。

(3) 令第 9 条第 3 号

令第 9 条第 3 号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

イ 自然科学に関する研究又は実験に自ら従事する者であって、当該研究又は実験の課題についての主たる責任者であること。

ロ 当該研究又は実験は、相当長期にわたり継続的に行うものであり、深夜ないし早朝においても動物の飼育その他当該研究又は実験上必要な措置を講じなければならないものであること。

ハ ロに掲げる事由により、その勤務する施設（当該研究又は実験を行う官署その他の物的設備をいう。）の構内又はその通用門からおおむね 100 メートルの距離内の場所に居住する必要があること。

(4) 令第 9 条第 4 号

令第 9 条第 4 号に規定する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）の適用を受ける者のうち、人事院規則 9-55（特地勤務手当等）の第 1 条に規定する特地官署に勤務する者であって、特地勤務手当が支給されている者

ロ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 10 条（特地勤務手当等）に規定する特地官署に勤務する者であって、特地勤務手当が支給されている者

ハ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和 23 年法律第 75 号）又は裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）の適用を受ける者のうち、裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和 27 年最高裁判所規則第 1 号）に基づき、人事院規則 9-55（特地勤務手当等）第 1 条を準用して規定する特地官署に勤務する者であって、特地勤務手当が支給されている者

ニ 独立行政法人の事業所に勤務する者のうち、国の職員における特地官署に準ずるものとして別表一及び二に掲げる事業所に勤務する者

（注）イからハのうち、人事院規則 9-55 第 2 条の 2（裁判所職員に関する臨時措置規則に基づき準用する場合を含む。）及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第 10 条の規定により、冬期（毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 5 ヶ月間。以下同じ。）に限り特地勤務手当が支給される官署に勤務する者については、当該期間に限り上記の要件に該当する者となることに留意すること。

また、ニのうち、別表二に掲げる事業所に勤務する者については、冬期に限り上記の要件に該当する者となることに留意すること。

## 2 協議の手続き

### (1) 財務局長等に対する協議

各省各庁の長及び協議に関する事務の委任を受けた者（以下「協議権者」という。）が財務局長等（令第 9 条の規定に基づいて指定する職員の勤務する官署の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）又は財務事務所長等（同条の規定に基づいて指定する職員の勤務する官署の所在地を管轄する財務事務所長、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長、財務事務所出張所長及び沖縄総合事務局出張所長をいう。以下同じ。）に対して令第 9 条の規定に基づく協議を行うときは、規則第 7 条に規定する協議書に同条各号に定めるその他参考となるべき事項として、次に掲げる事項を記載した書類を添付してこれを行うものとする。

ただし、令第 9 条第 4 号を適用する場合は、協議権者が以下ハのイ)又はロ)いずれかの事実を確認したことをもって、令第 9 条の規定に基づく協議が成立したものとして処理して差し支えない。

#### イ 令第 9 条第 1 号及び第 2 号を適用する場合

- (イ) 当該職員の非常勤務の具体的状況（①用務の内容、②当該場所に居住する必要性、③居住義務化の状況、④危機管理態勢の強化の程度）

（注） 協議の趣旨が、危機管理態勢の強化を目的とするものではない場合は、④を除くものとする。

- (ロ) 職名

#### ロ 令第 9 条第 3 号を適用する場合

- (イ) 当該職員の従事する研究又は実験の課題及びその終了見込時期

- (ロ) 継続勤務の状況

- (ハ) 職名

#### ハ 令第 9 条第 4 号を適用する場合

- (イ) 国の職員にあつては、適用される給与法等及び特地勤務手当の支給状況

- (ロ) 独立行政法人の職員にあつては、勤務する主たる事業所及びその所在地

### (2) 財務局長等の協議の処理

イ 財務局長等又は財務事務所長等は、(1)による協議を受けた場合（上記 I の 2 の (1)ただし書の場合は除く。）は、令第 9 条の規定に基づいて、その適格性を審査し、必要があると認めるときは実地調査（オンライン会議等のデジタル技術を活用した調査を含む。）を行ったうえ、協議権者に同意又は不同意の通知を行うものとする。

なお、令第 9 条第 2 号に規定する者の協議を受けた場合には、無料宿舎を貸与する必要度に関して、内閣官房危機管理審議官に意見を求めるものとする。

- ロ 不同意の通知を行うときは、その理由を示すものとする。

ハ 財務事務所長等がイの通知を行った場合には、通知内容について、その都度財務

局長等へ報告するものとする。

### (3) 協議成立の通知

協議権者は、財務局長等又は財務事務所長等から同意の通知を受けた場合において、当該職員の指定に関する事務が他の者に委任されているときは、遅滞なく、当該指定事務の委任を受けている者に協議が成立したことを通知するものとする。

### 3 職員の指定の手続き

各省各庁の長及び指定に関する事務の委任を受けた者（以下「指定権者」という。）が職員を指定するときは、協議が成立している職ごとの職員数の範囲内で、無料宿舍を貸与する必要度の高い者から順次に別紙第 1 号様式による「無料宿舍貸与該当職員指定書」を交付することによって、指定を行うものとする。

ただし、令第 9 条第 4 号に規定する者について、指定権者が職員を指定した場合は、別紙第 3 号様式による「国家公務員宿舍法施行令第 9 条の規定に基づく指定台帳」（以下「指定台帳」という。）の写しを協議権者に遅滞なく送付し、協議権者は指定が行われた日の同月末までに指定台帳の写しをとりまとめの上（宿舍の種類変更が必要な場合は、指定権者から指定台帳の写しの送付を受け次第、速やかに）、財務局長等又は財務事務所長等に送付するものとする。

なお、指定の効力は、指定した日から発効し、指定を取り消した日又は令第 9 条第 1 号から第 3 号までに該当する職員については、転任、配置換その他の事由により当該職を離れることとなった日に、令第 9 条第 4 号に該当する職員については、当該官署に勤務する者でなくなった日に失効するものとする。

## II 無料宿舍について

無料宿舍は、これを貸与される職員を定めた令第 9 条各号に定めるところにより、その設置場所に制約を受けるものである。したがって、無料宿舍は次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

イ 令第 9 条第 1 号の規定に該当する職員に貸与する無料宿舍は、当該職員の勤務する官署の構内又はその通用門からおおむね 2 キロメートルの距離内（令第 9 条第 1 号ロ、ハ又はヘに掲げる官署に勤務する職員にあっては、おおむね 100 メートルの距離内）の場所に設置されていることを要する。

ロ 令第 9 条第 2 号の規定に該当する職員に貸与する無料宿舍は、当該職員の勤務する官署の通用門からおおむね 2 キロメートルの距離内の場所に設置されていることを要する。

ハ 令第 9 条第 3 号の規定に該当する職員に貸与する無料宿舍は、当該職員の勤務する施設の構内又はその通用門からおおむね 100 メートルの距離内の場所に設置されていることを要する。

ニ 令第 9 条第 4 号の規定に該当する職員に貸与する無料宿舍は、当該職員がその勤務

する官署に通勤できる範囲内の場所に設置されていることを要する。

### Ⅲ 記録及び報告

#### 1 同意台帳

財務局長等は、別紙第2号様式による「国家公務員宿舎法施行令第9条の規定に基づく同意台帳」（以下「同意台帳」という。）を備え、協議に同意したときは、これに必要な事項を記載しておくものとする。

また、上記Ⅰの3ただし書により、協議権者から指定台帳の写しの送付を受けたときも同様とする。

#### 2 指定台帳

指定権者は、指定台帳を備え、協議が成立したとき及び職員を指定したときは、これに必要な事項を記載しておくものとする。

#### 3 指定状況報告書

(1) 協議権者は、指定権者から、毎年9月1日現在において指定中の職員について、別紙第4号様式による「国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況報告書」（以下「指定状況報告書」という。）を徴し、これをとりまとめて、同月末日までに当該職員の勤務する官署の所在地を管轄する財務局長等又は財務事務所長等に送付するものとする。

(2) (1)の報告を受けた財務事務所長等は、その内容をとりまとめの上、10月末日までに財務局長等に報告するものとする。

(3) 財務局長等は、指定状況報告書と同意台帳とを照合し、次に掲げる事項について確認するものとする。

イ 指定を受けている職名が、協議の成立しているものであること。

ロ 指定を受けている職員数が、同意した職員数の範囲内であること。

#### 4 異動通知書

(1) 協議権者は、令第9条の規定に基づく協議が成立している職員について、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、別紙第5号様式による「国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の異動通知書」（以下「異動通知書」という。）を作成の上、当該職員の勤務する官署の所在地を管轄する財務局長等又は財務事務所長等へ速やかに報告するものとする。なお、財務事務所長等が当該報告を受けた場合には、速やかに財務局長等に報告するものとする。

イ 職務内容の変更を伴わない職名又は官署名の変更があった場合（令第9条第4号の規定に基づく協議が成立している職員については、官署名の変更があった場合のみ。）

その都度、職務内容の変更がないことを証する書類を添付して、報告する。

ロ 官署の廃止、職の廃止、職員数の減少その他の事由により、指定の必要がなくな

った場合

その都度、指定台帳を整理の上、報告する。

(2) (1)の報告により、イに該当する場合には、財務局長等又は財務事務所長等が当該報告を受けた後 1 月以内に不同意の通知を行わないときは、変更された内容についての協議は成立したものとし、ロに該当する場合には、指定の必要がなくなった事由が発生した日から協議が成立していないものとして、それぞれ取り扱うものとする。

(3) 財務局長等は、異動通知書の送付を受けて同意台帳の記載事項を訂正するものとする。

#### 5 冬期に限り無料宿舎となる場合の宿舎の種類変更の協議について

令第 9 条第 4 号に規定する者に無料宿舎を貸与する場合において、上記 I の 1 の(4)により冬期に限り無料宿舎を貸与するときは、冬期以外の期間は有料宿舎に、又は冬期は無料宿舎に宿舎の種類を変更した上で貸与することとなるが、各省各庁の長は、省庁別宿舎がこれに該当する場合であって、令第 9 条の規定に基づく協議が成立したものにあっては、国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 13 条の 2 第 1 号の規定に基づく財務大臣への宿舎の種類変更の協議は成立したものとして処理して差し支えない。

## IV 書面等の作成等・報告等の方法

### 1 電子ファイルによる作成等

本通達に基づき、作成等を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成等を行うことができる。

### 2 電子メール等による報告等

(1) 本通達に基づく報告等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により報告等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

## 別表一

## 特地方官署に準ずる独立行政法人の事業所

事業所所在地	事業所名	備考
北海道沙流郡日高町字富岡	国立青少年教育振興機構 国立日高青少年自然の家	
北海道島牧郡島牧村字賀老 11番1	水産研究・教育機構 北海道区水産研究所尻別さけます事業所	
広島県尾道市百島町1760	水産研究・教育機構 瀬戸内海区水産研究所百島庁舎	
長崎県五島市玉之浦町布浦 122-7	水産研究・教育機構 西海区水産研究所五島庁舎	
長崎県対馬市厳原町久田 645-8	独立行政法人自動車技術総合機構 厳原事務所	
鹿児島県西之表市安納 1742-1	農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター 種子島研究拠点	
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字俵崎山原9 55-5	水産研究・教育機構 西海区水産研究所奄美庁舎	
鹿児島県熊毛郡中種子町油久 5252-1	農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター 鹿児島農場	
鹿児島県奄美市名瀬和光町 12-1	独立行政法人自動車技術総合機構 奄美事務所	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷2 760番地	国立青少年教育振興機構 国立沖縄青少年交流の家	
沖縄県国頭郡東村字宮城404	農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター 沖縄農場	
沖縄県石垣市真栄里川良原 1091-1	国際農林水産業研究センター 熱帯・島嶼研究拠点	
沖縄県石垣市字桴海大田148	水産総合研究センター 西海区水産研究所八重山庁舎	
沖縄県石垣市真栄里 863番地の15	独立行政法人自動車技術総合機構 八重山事務所	
沖縄県八重山郡竹富町字古見	森林研究・整備機構材木育種センター 西表熱帯林育種技術園	
沖縄県宮古島市平良字下里 1037番地の1	独立行政法人自動車技術総合機構 宮古事務	

(注) 事業所所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成29年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表二

冬期に限り特地勤務手当が支給される官署に準ずる独立行政法人の事業所

事業所所在地	事業所名	備考
群馬県吾妻郡嬭恋村大字田代 1017-1	農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター 嬭恋農場	

(注) 事業所所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成 29 年 4 月 1 日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別紙第1号様式

無料宿舍貸与該当職員指定書	
所 属	
職 名	
氏 名	
国家公務員宿舍法施行令第9条（第 号該当）の規定に基づき、上記職名在任中無料宿舎を貸与できる者として指定する。	
令和 年 月 日	
指定権者官職氏名	

記載要領

1. 令第9条第4号に規定する者のうち、冬期に限り無料宿舎の貸与を受けることができる者については、「冬期のみ」と付記する。
2. 「職名」欄は、「●●所長、●●課長、●●係長」等と記入する。
3. 令第9条第4号に規定する者については、「職名」欄の記入は不要。

別紙第2号様式

国家公務員宿舎法施行令第9条の規定に基づく同意台帳

(令第9条第 号)

同意又は異動 報告年月日	異動	職名								備考
									計	
	前台帳より転記	人	人	人	人	人	人	人	人	
	増									
	減									
	差引現在									
	増									
	減									
	差引現在									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

1. 最下段まで使用したときは、別用紙に全職名を転記し、「前台帳より転記」欄にその時の同意数を「備考」欄にその年月日をそれぞれ記入する。
2. 使用済台帳は別にして保管する。
3. 「職名」欄が8職以上にわたるときは、「計」欄を「小計」として、次葉に続けて記載する。
4. 令第9条第4号に規定する者のうち、冬期に限り無料宿舎の貸与を受けることができる者については、備考欄に「冬期のみ」と記入する。
5. 「職名」欄は、「●●所長、●●課長、●●係長」等と記入する。
6. 令第9条第4号に規定する者については、「職名」欄は「一」と記入する。

別紙第3号様式

国家公務員宿舎法施行令第9条の規定に基づく指定台帳

(令第9条第 号)

協議成立 年月日	指 定 年月日	職 名	氏 名	官 署 名			所轄財務局等名		備 考
				宿 舎 区 分			無 料 宿 舎 貸与年月日	指 定 解 除 年 月 日	
				無 料	有 料	自 宅 等			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

1. 令第9条第4号に規定する者のうち、冬期に限り無料宿舎の貸与を受けることができる者については、備考欄に「冬期のみ」と記入する。
2. 「職名」欄は、「●●所長、●●課長、●●係長」等と記入する。
3. 令第9条第4号に規定する者については、「職名」欄は「-」と記入する。

別紙第4号様式

国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況報告書  
官署名

令第9条 該当号数	職名	指定員数	備考
		人	
号計			
号計			
合計			

記載要領

1. 「指定員数」の欄には、指定中の職員（指定台帳のうち指定年月日の記載がある者）の数を記入する（令第9条に基づく協議が成立している職員の数や無料宿舎に現に居住している職員の数ではないことに留意）。
2. 令第9条第4号に規定する者のうち、冬期に限り無料宿舎の貸与を受けることができる者については、備考欄に「冬期のみ」と記入する。
3. 「職名」欄は、「●●所長、●●課長、●●係長」等と記入する。
4. 令第9条第4号に規定する者については、「職名」欄は「－」と記入する。

別紙第5号様式

国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の異動通知書

令和 年 月 日

官署名

異動事由	令第9条 該当号数	旧		新		備考
		職名	職員数	職名	職員数	

記載要領

1. 異動事由欄の用語は「職名変更」、「削除」及び「一部削除」の3種とする。
2. 「職名変更」及び「一部削除」については新旧対照となるよう記載することとし、「削除」については旧欄に記入する。
3. 令第9条第4号に規定する者のうち、冬期に限り無料宿舎の貸与を受けることができる者については、備考欄に「冬期のみ」と記入する。
4. 「職名」欄は、「●●所長、●●課長、●●係長」等と記入する。
5. 令第9条第4号に規定する者については、「職名」欄は「-」と記入する。